



令和元年6月28日
自動車局技術政策課

日本が主導してきた自動運転技術に関する国際ルールが国連で合意！ ～衝突被害軽減ブレーキの国際基準の成立～

国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29*）第178回会合において、「車両及び歩行者に対して所定の制動要件を満たすこと」などを要件とする、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準が成立しました。

また、自動運転車の国際的なガイドライン及び基準策定スケジュールを含む、自動運転のフレームワークドキュメントが合意されました。

* WP29は自動車安全・環境基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画しています（別紙1参照）。今次第178回会合は6月24日から28日にスイス・ジュネーブにて開催されました。

1. 乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準の成立（別紙2参照）

日本は、乗用車等のAEBSの国際基準に関する検討を行う分科会の共同議長として議論を主導してきましたところ、今般、国際基準が成立しました。同基準は、来年1月に発効が見込まれています。

わが国では、本年6月18日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」がとりまとめられたところです。今後、今般成立した国際基準の発効を受け、当該緊急対策に基づき、国内基準を策定するとともに、本年内を目途に、新車を対象としたAEBSの義務づけについて結論を得る予定です。



<国連 WP29 における会議の様子>

2. 自動運転のフレームワークドキュメントの合意（別紙3参照）

日本は、自動運転車の国際的なガイドライン、優先検討項目に係る基準策定スケジュール等から構成される自動運転のフレームワークドキュメントについて、米国・欧州等とともに、作成を主導してきましたところ、今般、合意されました。

また、優先検討項目に係る具体的な基準策定を進めるための会議体が新たに設置されるなど検討体制の拡充にも合意されたところ、日本は、共同議長等の役職を担うなど、引き続き、自動運転の国際基準作りにおける議論を主導して参ります。

【参考資料】

- （別紙1）国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）及び各協定の概要
- （別紙2）乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の国際基準
- （別紙3）自動運転のフレームワークドキュメント及び国際基準検討体制

【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 猪股、森本、竹村
代表：03-5253-8111（内線42257）
直通：03-5253-8591、FAX：03-5253-1639

これまでの状況

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2019年1月、専門分科会にて基準案が合意。同年6月、WP.29で成立。

主な要件

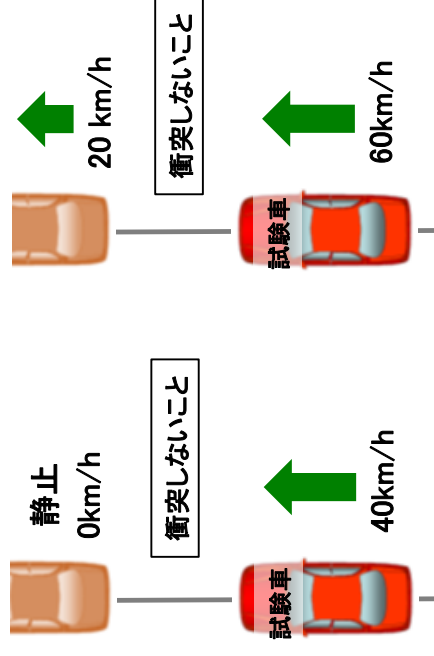
- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

今後の予定

- 6月18日の「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、来年1月に見込まれる国際基準の発効を受けて、国内基準を策定するとともに、本年内を目途に、新車を対象としたAEBSの義務づけについて結論を得る予定。

【主な試験方法】

- ① 静止車両に対する試験 ② 走行車両に対する試験



- ③ 歩行者に対する試験

